あだち広報

発行／東京都足立区　〒120　足立区千住一丁目4－18　☎（882）1111　編集／企画部広報課

人権特集号

1面…考えよう
みんなの幸せと人権
2面…差別をなくして
明るい社会を

思いやりの心を育てよう

考えよう みんなの幸せと人権

人権週間　12月4日～10日

12月4日から10日までは人権週間です。この「人権週間」は、1948年12月10日に国連総会で「世界人権宣言」が採択されたことを契機に定められました。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」とうたったこの人権宣言の理念は、世界の人権思想の指標となっています。しかし、今なお、女性や障害者に対する差別や民族、人種の違いによる差別などが存在し、大きな人権問題となっています。今回の広報は、人権問題を特集しました。みなさんもこの機会に、身の回りの人権問題について考えてみてください。

国際化時代に ふさわしい人権意識を

昨年7月、ジュネーブでの国連人権専門委員会で、「日本は、人権面では発展途上」と表明されました。これは、在日韓国・朝鮮人問題や、最近話題となっているアジアからの出稼ぎ労働者問題などに対する懸念を表したものと考えられます。また、日々の報道で、日本人には、ともすれば外国人を異質なものとして排除しがちな閉鎖性があることも指摘されています。

経済大国として、世界の平和や社会経済に重要な役割を担う日本は、その名に恥じない〝人権先進国〟と評価されるようになりたいものです。

足立区にも、多くの外国人が生活を営み、アジアからは、研修や出稼ぎ労働でたくさんの外国人が訪れるようになりました。

区では、国際化時代にふさわしい区を築こうと、今年7月に財足立区国際親善協会を設立し、諸外国との相互理解と友情を深め、国際親善の進展に努めています。

みなさんも、世界の中の足立という意識をもって人権を考え、外国の人々と接し、交流を深めるよう、お願いします。

いじめは人権問題 連携して根絶を

最近、「いじめ」は減少したといわれますが、一人の「いじめ」でも、ゆるがせにすることはできません。それは、児童憲章の中に「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる……。」と述べられている精神からです。

「いじめ」を行う子どもは、相手が受ける苦痛を理解できず、相手の傷つく姿に平然としています。これは、精神的に未熟で、人に対する思いやりの心が育っていないからと言えます。

「いじめ」には、21世紀に、心豊かでたくましく生きる子どもの人格の発達と人権尊重の精神の育成のうえで見逃すことのできない重大な問題が含まれています。

このような「いじめ」の背景には、家庭教育の機能低下の問題や地域社会における望ましい人間関係を育てる生活体験の場の減少の問題などがあげられます。

今こそ、子どもたちの健全な成長を願って、家庭、学校、地域社会が一体となり、子どもたちの内面に迫る援助、指導を強化していく時です。

子どもの「いじめ」に気がついたとき、すぐ学校の先生や「いじめ110番」に相談し、互いに連携して「いじめ」の根絶に努めましょう。

女性の地位を高めよう

婦人問題とは、「女性が女性であるという理由だけで男性と差別され、社会的に不利益な取扱いを受け、持っている能力を十分発揮できず自立を阻まれている状況」と言われています。

この性による差別をなくすため、これまで各種の法律が改正され、いろいろな施策も展開されてきました。これに伴い、女性の自立意識、社会参加の意識が向上し、社会経済や政治の分野にも女性の参加が増えています。特に職場や地域活動、生涯学習の場で女性の活躍が目立つようになりました。

しかしまだ、女性の能力が正当に評価され、男女平等に扱われているというわけではありません。長い歴史の過程で形成された伝統的、固定的な男女の役割分業観と、それに基づく社会的習慣が、婦人問題の解決を阻む根本の原因であると指摘されています。

この問題の解決は、子どもに、小さいときから男女平等の意識を啓発していくことが大切です。学校教育だけでなく、各家庭でも家事・育児・老人介護などを男性も分担し、互いに助け合う姿を子どもに示すことが重要なのではないでしょうか。

障害者の完全参加と 平等の実現を

心身に障害をもつ人が、いわれのない差別を受けることがあります。障害がいかに重くても、人間としての尊厳は少しも損なわれるものではなく、生まれながらにその人格と生命は、最大限に尊重されなくてはなりません。

障害をもつ人と持たない人が、ともに生きる社会を築いていくうえで最も大切なことは、差別とか偏見という〝心〟の壁を取り除くことです。

この問題の解決は、相手の立場で考える思いやりの心を持つことが出発点です。そして一人ひとりの助け合いの心と行動です。それは、ふれあうことから始まります。

まちで出会ったら、気軽なあいさつや会話、あるいは自然な形での手助けを。また一歩進んでボランティア活動へ参加してみましょう。このふれあいを通じて互いに理解を深め、ともに協力し合って、障害者の完全参加と平等を実現していきましょう。

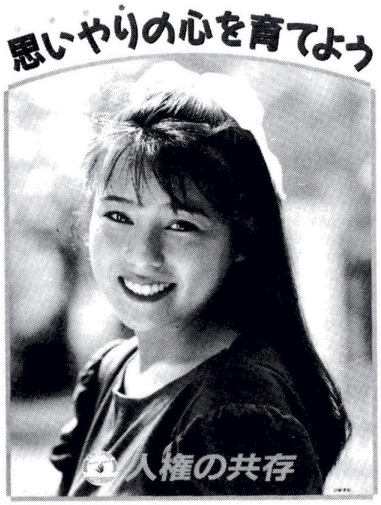

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

いじめ110番
気がついた時、すぐ相談を
☎884－7867　教育センター相談室
☎882－1170　教育委員会教育相談室

ご参加ください

人権問題 講演と映画の集い

区と区教育委員会では人権週間の行事の一つとして「講演と映画の集い」を開催します。

入場自由で、講演には手話通訳がつきます。気軽にご参加ください。

なお、区内小・中学校の児童・生徒による人権ポスターコンクールの表彰式も行います。

日時　12月12日（火）、午後1時　30分～4時30分
場所　竹の塚社会教育館
講演　「まちづくり人づくり」　磯村英一氏
映画　「にんげんの詩」
表彰式　第6回人権ポスターコンクール入賞者
問合せ先　本庁舎・同和対策　☎882－1111㈹

Human Rights Counselling for Foreigners

Consultation service is available without fees. Your consultation and any of your privacy matters will be kept strictly secret.

- Time : Every Tuesday and Thursday, between 1:30 p.m. and 4:00 p.m. starting
- Place : Human Rights Counselling Center, Civil Liberties Department, Tokyo Legal Affairs Bureau
  4F, 3rd Otemachi Common Government Office
  (Ōtemachi Gōdō Chōsha Sangō-kan)
  3-3, Ōtemachi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo-to

人権問題でお困りの方

遠慮なくご相談を

区内には人権を侵された人の救済や、人権を尊重する考えを広めることを任務とした人権擁護委員がいます。

人権擁護委員は区長が議会の同意を得て推薦し、法務大臣から委嘱されます。

人権を無視されたり、差別を受けた人は、遠慮なく右表の人権擁護委員にご相談ください。

また、区では毎月第2火曜日、午後1時から4時まで、人権身の上相談を本庁舎・区民相談室で行っています。相談は、いずれも無料、秘密は固く守ります。

人権擁護委員

（平成元年）

氏名	住所	電話番号
田口富蔵	〒123 本木南町21－11	886-3300
小泉清治	〒120 小台2－45－6	919-5010
落合修二	〒120 千住5－9－5	888-2530
野中廣司	〒121 竹の塚2－32－17	859-4050
宝谷　茂	〒123 栗原4－18－7	896-5111
児矢野　操	〒120 綾瀬2－23－18	602-4178
飯沼清夫	〒123 梅田7－15－2	849-2801
野辺　明	〒123 鹿浜3－4－22	899-0512
丹野澄子	〒121 青井6－16－6	886-8564
浦老原幹雄	〒123 西新井栄町1－5－5	886-7375
荒井智恵子	〒123 西新井本町2－21－3	890-1857
伊集院　實	〒120 千住緑町2－10－5	881-3885

差別をなくして明るい社会を

同和問題

なぜ部落差別が生まれたのでしょうか

戦国時代から江戸時代の初期にかけて、封建領主は、自分の権力の座を安定させるために、武具などの生産に携わる人びとを一定の地域へ強制的に住まわせ、直接支配しました。これが同和地区の起こりです。

全国を統一した徳川幕府は封建支配を強化するために、武士を頂点とする士・農・工・商という身分を定めました。そして、さらに「えた」「ひにん」という一層低い身分をつくり、その人びとを町や村のはずれ、荒れ地など生活環境の悪い地域に住むことを強制しました。

このようにして、身分制度の社会が、幕府によって政治の仕組みとして確立されました。

江戸時代の中ごろになると、幕府や諸藩の財政難により農民からの年貢の取り立てが強まり、人びとの生活が一段と苦しくなりました。こうした厳しい政策に対し農民や町民の不満が大きくなり、反抗するようになりました。その反面、町人の中には、武士をおさえる財力を持つ者が出てきて、身分制度が揺らいできました。

そこで幕府は、崩れかけた身分制度を守る決め手として、農・工・商の不満をやわらげるため、「えた」「ひにん」に対し、職業、住居、結婚、交際、服装や髪形まで制限し差別を強め、人間としての自由を奪いました。

それは、「上みて暮らすな、下みて暮らせ」というたとえのように、決められた身分に従い、それに甘んじる体制をつくりだすためでした。

このように同和地区の人びとは、長い歴史を通じて、政治的、経済的、社会的な圧迫を受け続けてきたのです。

現在は、多くの歴史学者が同和地区の起源について、今まで述べてきた「政治的起源説」をとっています。

部落差別は自然になくなるでしょうか

「同和問題を知らない人に教えることで、かえって差別を広げるのでは？　そっとしておけば自然になくなるのではないですか」という考えの人がいます。

しかし、明治4年に太政官布告（解放令）から百年以上たち、また戦後民主主義を基調とした憲法が昭和22年に施行されてから42年にもなりますが、まだまだ部落差別は解消されていません。

この「寝た子をおこすな」という考え方は、現実におきている差別を放置することになり、なんの解決にもなりません。かえって差別を助長するような結果を招くことにもなります。

差別を解消するには、そこにふたをするのでなく、私たち一人ひとりが同和問題に目を開いて正しく理解、認識し、現代社会にまだ根強く残されている不合理や偏見について、正しく判断し行動するよう求められています。

かどうかを調べるという事象が起きたこともあります。

このほかにも、マスコミにおいて差別的な表現がされたり、公共施設などに差別を助長する悪質な「落書き」などの事象も起きています。

東京には就職や進学などのため、たくさんの人が集まってきます。

この人たちの中には、身元を明らかにすることによって、人権が侵害されるという不安から、「ふるさと」をかくし、生活をしている人もいるといわれています。

このような部落差別をなくし、真の民主主義社会を実現させるためにも、私たち一人ひとりが、同和問題の正しい理解と認識を深めるよう努めなければなりません。

東京にも部落差別があるのでしょうか

東京には、企業が多く集まっており、従業員を採用する際、応募者の人権に関する問題が起きています。

特に、昭和50年に全国の同和地区などを明記した「部落地名総鑑」が発行され、多くの企業で購入されていることが判明しました。これは、同和地区出身者に対する結婚や就職などの差別を助長する、極めて悪質な差別意図を持つものであり、発行者はもとより購入企業の社会的責任の重大さが問われました。

また、企業に係わる最近の差別事象としては、幹部社員が雑誌記事等の中で差別発言を行ったり、企業内の同和研修で役員が同和問題に対する正しい理解と認識に欠けた差別的な発言をしたために、就職が内定していた同和地区出身者が就職を断念するといった事象も発生しています。

結婚は、憲法第24条で両性の合意のみに基づいて成立することになっていますが、いまだ封建的な考え方によって血縁や家柄などを重くみる人が残っています。東京でも、縁談の相手が同和地区出身者であることが、まだ守られていない。人間らしく生きている人、また人間らしく生きようとしている人は、たくさんいるけれど、まわりの人がそれをさまたげている。つまり、それが差別というものだ。

差別は、人権をおびやかすもの。とくに私たちのすぐ身近にある差別といえばいじめだ。ただ、性格が気の小さいとか、暗いくらいでいじめられるというのも、みんなが人権問題について真剣に考えていないからだ。

また、外国人に対する偏見もある。同じ人間なのに何故白人だけが得をしたりぜいたくができるのか。これは、世界の大きな問題「人権差別」というものだ。

私たちの国には、「人権とは、生まれながらにしてもっている人間らしく生きる権利」のこと、そしてその権利は誰にもおかすことのできない永久の権利だということは知っていた。けれども、あまり深く考えたことはなかった。

人権は、一見、守られているようにみえているだけで、まだ守られていない。人間らしく生きている人、また人間らしく生きようとしている人は、たくさんいるけれど、まわりの人がそれをさまたげている。つまり、それが差別というものだ。

差別は、人権をおびやかすもの。とくに私たちのすぐ身近にある差別といえばいじめだ。ただ、性格が気の小さいとか、暗いくらいでいじめられるというのも、みんなが人権問題について真剣に考えていないからだ。

また、外国人に対する偏見もある。同じ人間なのに何故白人だけが得をしたりぜいたくができるのか。これは、世界の大きな問題「人権差別」というものだ。

私たちの国には、「人権とは、生まれながらにしてもっている人間らしく生きる権利」のことで